

岩手県への派遣報告

～ 東日本大震災に係る水道施設復旧業務 ～

派遣先

H24年度 10月～12月
宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課 【3ヶ月】

H27年度～H28年度
岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課 【2年間】



岩手県イメージキャラクター「わんこきょうだい」



平成29年 1月13日

三重県 企業庁 企業総務課
主任 中村 敏章

報告の構成

1. 組織の体制
2. 水道施設災害復旧費国庫補助制度の概要
3. 業務の内容
4. 水道施設災害復旧事業の進捗状況
5. 課題
6. 感想



1. 組織の体制

岩手県
環境生活部
県民くらしの安全課

生活衛生担当

食の安全安心担当

県民生活安全担当

消費生活担当

- 水道事業の経営の許可
- 水道事業の広域化
- 水道簡水施設国庫補助事業
- 公衆浴場活性化対策事業補助
- クリーニング業法
- 理容師法・美容師法
- 墓地、埋設等に関する法律

□ 東日本大震災に係る水道施設の
災害復旧事業

岩手県は県営の水道事業が無い。

県民くらしの安全課 27人のうち、
東日本大震災の水道復旧担当は5人

内訳

岩手県 1名 東京都 2名
埼玉県 1名 三重県 1名

(参考)

岩手県 企業局 — 電気事業
工業用水道事業

(参考)

岩手県へのH28年度の災害派遣職員は168人。

2. 水道施設災害復旧費国庫補助制度の概要

～ 東日本大震災で被災した水道施設の例 ～

水源地・建屋



水道管・水管橋



ポンプ設備・仕切弁



制御装置・中央監視室



2. 水道施設災害復旧費国庫補助制度の概要

従来の厚生労働省の補助制度

昭和49年2月27日付 厚生省環第121号で通知

「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」

- ・ 災害により被災を受けた水道施設を原形に復旧する事業 ※1
- ・ 応急的に施設を設置する事業

事業費の
1/2 を補助

災害原因：豪雨（最大24時間雨量が80mm以上）、洪水、融雪、暴風、津波、地すべり、地震、噴火等

対象：取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設

条件：上水道事業：復旧額が 県7,200千円 市1,900千円 町村1,000千円以上

簡易水道事業：復旧額が 市1,000千円 町村500千円以上

現在給水人口に130円（簡易水道については110円）を乗じて得た額以下

設備の不備、維持管理の義務を怠った、災害復旧事業以外の事業の工事中に生じた災害以外

（上記要綱のうち、内閣府によって激甚災害に指定された場合）

- ・ 災害により被災を受けた水道施設を原形に復旧する事業 ※1
- ・ 応急的に施設を設置する事業

事業費の
2/3 を補助

追加条件：査定事業費が1億円以上、又は現在給水人口1人あたり1万円以上

※1：原形に復旧することが困難な場合は従前の効用を復旧するための施設を設置する事業

平成23年3月11日 東日本大震災発生！



水道施設に甚大な被害が出た！

従来の補助制度では復旧費は足りない！

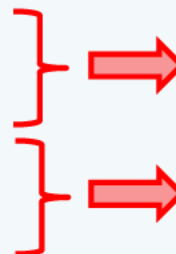
2. 水道施設災害復旧費国庫補助制度の概要

新設

平成23年5月2日付 厚生労働省発健0502第3号で通知

「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助金交付要綱」

- ・ 災害により被災を受けた水道施設を原形に復旧する事業
- ・ 応急的に施設を設置する事業
- ・ 漏水調査に必要な費用
- ・ 給水装置のうち第一止水栓までの復旧費



事業費の
80~90/100を補助

1/2から嵩上げ

事業費の1/2を補助

新設

参考：補助率(%)	
宮古市	87.8
山田町	89.4
大槌町	89.3
釜石市	88.3
大船渡市	88.7
陸前高田市	89.5



復興計画（街づくり計画）が決まらない！

早期に災害査定を受けることが困難！

新設

平成24年3月29日付 事務連絡で通知

「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例」

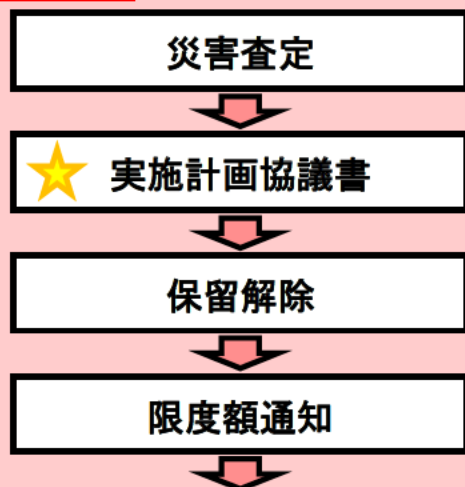
- ・ 「協議設計の特例」制度が設けられる。 新設

協議設計の特例：公共土木施設災害復旧事業において、特に復旧方法を検討する必要がある場合等に実施される制度。

被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして災害査定を受けるが、復旧方法が確定するまでは事業の実施は保留され、復旧費・復旧方法は申請者が厚生労働省・財務省と協議して決定する。

3. 業務の内容

特例査定



通常査定



～ 特例査定の事務処理のフロー図 ～

- > ・ 被災した自治体は災害復旧事業計画書を作成し、厚労省・財務省に災害査定を申請する。
- > ・ 現地にて査定官（厚労省）と立会官（財務省）の立会いの元、被災の事実を確認し、事業費を決定する。
- > ・ 決定された事業費をもって東日本大震災財特法第3条により補助率を決定する。

- > ・ 申請者は復興計画を勧案した水道事業の全体計画を策定する。
- > ・ 申請者は災害査定を受けた事業について、工事着手する意向があれば、実施計画協議書（全体協議又は部分協議）を作成し、厚労省・財務省と復旧費・復旧内容が妥当であるか協議する。

- > ・ 厚労省は事業の保留を解除する。

- > ・ 厚労省は保留解除した事業について、今年度の限度額を通知する。
- > ・ 申請者は限度額通知をもって、保留解除された事業の工事着手が可能となる。

特例査定の「災害査定」～「限度額通知」以降は、通常査定と同じフロー

- > ・ 申請者は限度額の範囲内で、交付申請書を作成する。
- > ・ 厚労省は交付申請書を確認し、交付決定通知を通知する。

- > ・ 申請者は工事完成後は、1ヶ月以内に実績報告書を作成する。
- > ・ 県は提出された実績報告書を審査し、補助額を確定する。

- > ・ 県は確定額を申請者に通知する。
- > ・ 県は翌年度当初に全事業の確定額を厚労省に通知する。
- > ・ ※1：状況によって順序は変更する。

- > ・ 県は公共事業施行状況調査にて支払見込を厚労省に報告する。
- > ・ 申請者は請求書を提出する。
- > ・ 県は支出決定決議書を出納局に提出する。

書類は全て確認するが、
★は特に業務量が多く、
責任も重大！

★ その他の業務
厚生労働省からの
調査依頼などの対応。
今年度は翌日の夕方までに
報告しなければならない
ショートの依頼が増えた。

5. 課題

被災地の課題

① 他事業との綿密な協議

水道事業は他事業の影響が大きい（水道管は土地区画整理事業、道路整備事業などの進捗に合わせて布設）、綿密に協議すること。URに委託している自治体では、URとの調整不足から交付申請を越えた工事をしてしまい、多額の単費持ち出しになった事例もある。

② 人員の確保

事務量が膨大であり、マンパワーが不足している。

岩手県は派遣職員を要望通り確保できているが、**宮城県や市町村では派遣職員の確保に苦慮**している。

宮城県はH27年度以降は全国知事会の要請では派遣が集まらないため、**石川県と直接交渉して派遣職員を確保**している。

	派遣状況	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
岩手県	募集人数	随時	3人	3人	3人	4人	4人	3人
	実績	東京(短期) 東京(短期) 埼玉(短期) 他多数	東京(3年) 東京(1年) 埼玉(1年)	東京(3年) 埼玉(1年)	埼玉(1年)	東京(2年) 埼玉(1年) 三重(2年)	東京 埼玉(1年)	
宮城県	募集人数	随時	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	大阪(短期) 愛知(短期) 他多数	石川(8ヵ月) 埼玉(2ヵ月) 三重(6ヵ月)	石川(6ヵ月) 千葉(6ヵ月)	石川(6ヵ月)	石川(6ヵ月)	石川(6ヵ月)	
福島県	募集人数	随時	不明	不明	1人	0人	0人	0人
	実績	大阪(短期) 等	不明	不明	1人	0人	0人	
山田町 (市町代表)	募集人数	随時	0人	1人	1人	1人	1人	?
	実績	和歌山(短期)	0人	0人	1人	0人	0人	

事業費のピークは過ぎたので1名減。しかし派遣職員は必要。

事業費は約3倍 H29年～H31年が事業のピーク。まだこれから

原発の影響により、未だ災害査定を実施できない場所がある。

5. 課題

三重県の課題（お願い）

① 派遣の意向の早期表明

被災地の復興にはまだ数年必要。しかし、全国知事会からの派遣依頼は毎年単年度であり、被災自治体は翌年以降の職員定数（派遣職員が来るのか）を心配している。

そのため、東京都の場合は、当初から派遣は2～3年間の長期派遣として計画し、災害派遣応援の急な打ち止めや、派遣職員が同時に交代することで、復興業務が停滞しないように配慮して派遣している。

派遣状況		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
	募集人数	随時	3人	3人	3人	4人	4人	3人	
岩手県	実績	東京(短期) 東京(短期) 埼玉(短期) 他多数	東京(3年) 東京(1年) 埼玉(1年)	東京(3年) 埼玉(1年)	埼玉(1年)	埼玉(1年)	東京 埼玉(1年) 三重(2年)		
	単年度の派遣								

注：計画された派遣（東京2年、東京3年）は、実績として東京1年、埼玉1年、三重2年に変更されている。H29年度は1人減。

② 家電の支給（レンタル）

宮城県は当初は家電の支給は無かったが、派遣職員の要望により、H25年度から宮城県の負担でエアコン、洗濯機、冷蔵庫を支給している。

岩手県は家電の支給は無いが、東京都は東京都の負担で東京都派遣職員にエアコン、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、ファンヒーター、寝具等の家電を支給している。

家電の支給により、派遣職員は引越の負担が少なくなり、3月4月の業務多忙な時期についても仕事に集中できる体制を取っている。

6. 感想

① 東日本大震災復旧業務は「通常災害復旧への応用が可能」。

H28年8月、台風10号は観測史上初めて岩手県太平洋側から上陸し、激甚災害に指定される被害を受けた。水道事業は被害事業数19事業、被害額約18億円、災害査定日数12日の大被害となったが、**岩手県は東日本大震災の復旧経験から粛々と復旧手続きを進めている。**

② 水道復旧業務は「電気職が活躍できる職場」。

復興の主力は土木職員であるが、**水道事業については電気職員が活躍できる職場。**

③ 即戦力の職員は「公共工事経験者」→「災害復旧経験者」へ。

どの事業でも大きな課題のある事業は後回しにされ、今後に控えている。

専門知識が必要な部署では、災害当時の職員が再赴任したり、派遣職員が再赴任する例もある。**災害復旧を詳しく知る経験者が、今後の即戦力の主力になる。**

熊本地震では、岩手県は東日本大震災の廃棄物処理の経験者を即戦力として派遣した。

6. 感想

④ 「ボランティア精神」を持つ。

東日本大震災では15日間、宮城・岩手でボランティアを行う。
台風10号では3日間、岩泉町でボランティアを行う。

この経験は**被災状況把握や、新しい人脈の繋がりに役立った。**
仕事でも業務分担に囚われず、**自分に出来ることは積極的に手助けして行くことが、早期復興に繋がる。**



H23年8月 東日本大震災 山田町ボランティア H28年9月 台風10号 岩泉町ボランティア



地元新聞 河北新報

⑤ 被災地には「まだまだ支援が必要」。

復興には引き続き派遣の支援が必要。

ご清聴ありがとうございました

三陸復興



宮古市田老地区 防災集団移転事業
H27年度完成



陸前高田市高台③工区 土地区画整理事業
H28年度完成

三重県 企業庁 企業総務課
主任 中村 敏章